平成２５年（フ）第１８号
兵庫県宝塚市安倉中２丁目13番２号サンボックスアキタ202、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉中２丁目13番２号　202
債務者　田口美栄子
１　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６５号
鳥取県鳥取市行徳２丁目457番地
債務者　西上　昌男
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
鳥取県鳥取市浜坂８丁目８番７号
債務者　山根　泰広
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
愛媛県松山市南江戸２丁目３番36号　メゾンハイツ西山502号
債務者　門田　貴嗣
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
愛媛県松山市南江戸２丁目３番36号　メゾンハイツ西山502号
債務者　門田　享子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７号
愛媛県伊予市米湊770番地の５
債務者　湊　　雅之
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７号
愛媛県今治市東村４丁目３番54号　サンシティ武田ＮＯ．２―105号、前住所愛媛県今治市高地町１丁目甲1931番地２　村瀬マンション102号
債務者　福永　通夫
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１３号
長崎県長崎市蚊焼町1051番地23
債務者　冨永　敏子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
長崎県長崎市界２丁目25番14号
債務者　泉田美也子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
大分県別府市大字南立石1293番地の１
債務者　清松　由佳（旧姓中根）
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
大分市高松東３丁目６番22号高松ハイツ103
債務者　松尾　真悟
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓1792番地
債務者　上石千代子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２５号
岩手県岩手郡滝沢村篠木字鳥谷平56番地３
債務者　宮本　芳子
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２７号
盛岡市山岸３丁目32番14号
債務者　髙橋　義和
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４４号
名古屋市天白区平針５丁目803番地　ファミール平針301号
債務者　髙木ひとみ（旧姓中ノ瀬・大原）
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目35番24―103号　第２チクラハイツＡ棟
債務者　祝儀園直子（旧姓向井）
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
富山県滑川市下梅沢1479番１　ホワイトプレイス103、住民票上の住所富山県滑川市上梅沢463番地51
債務者　松井やよい
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
富山地方裁判所民事部